

# 池袋地区駐車・まちづくり マネジメントガイドライン 【概要版】

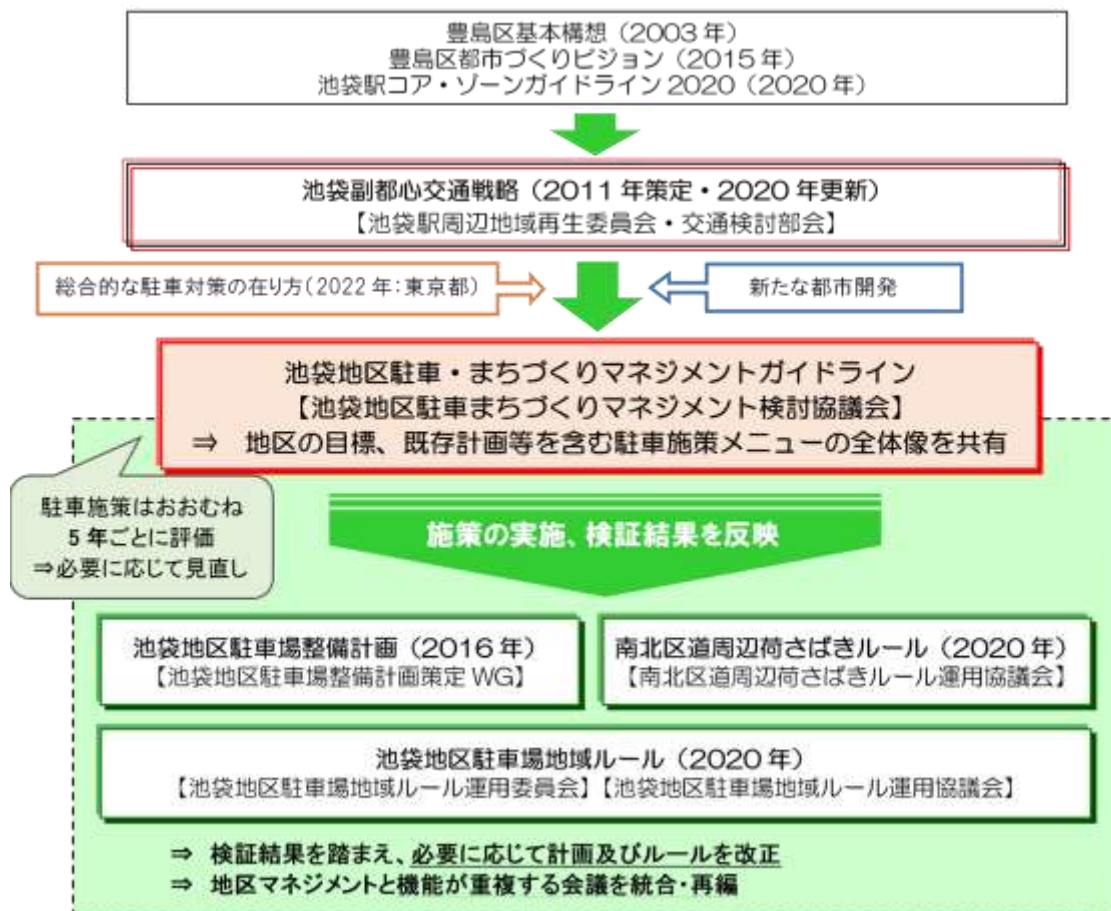
## <地区マネジメントの目的>

- ◇区や交通管理者、駐車施設管理者など、地区の様々な関係者が主体となり、地区の課題や特性に応じた交通・駐車施策を検討し、目標像とその実現に向けて実施すべき対応策等を「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン（以下、「マネジメントガイドライン」とする）」として共有する。
- ◇多様な関係者が目標像を共有することで、地区全体での一体的な施策展開を推進し、  
[既存の計画やルール of 横断的な検討体制の構築]  
[実態に則した適時性のある施策の展開] を実現する。

## <池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドラインの役割>

- ◇各関係者の役割や実施すべき取組みを整理し、様々な取組みを連動させることで、一体的で効果的な交通まちづくり施策を実施する。
- ◇実施された施策の定期的な検証を行い、既存の計画及びルールに反映させることにより、状況の変化に対応した適時性のある施策展開を実現する。

## <地区マネジメントの計画体系>



## <対象範囲>

◇下図に示す「池袋副都心交通戦略」の対象範囲と同様する。



## <地区の将来像とガイドラインの目標>

◇地区が目指す将来像は「池袋副都心交通戦略」で示す

**「駅からまちなかへの人の流れを生み出し、住む人、訪れる人にとって楽しいまちの実現」**  
を目標とする。

◇ガイドラインの目標は以下の通りとし、目標年次は2035年とする。

### ガイドラインの目標

- 池袋副都心中心部（池袋駅コアゾーン）に流入する自動車を抑制する
- 無秩序な自動車流入を整序化するため、自動車動線を集約する駐車場を配置・整備する
- 歩行者を優先する道路・街区に路上駐停車する貨物車両の受け皿となる場所を確保する
- 特に歩行者を最優先する道路・街区では、一般車両の通行を抑制し、駐車場の配置や出入口設置を制限する
- 駐車場内の空間活用により、新たなモビリティの利用に対応する

## <求められる機能>

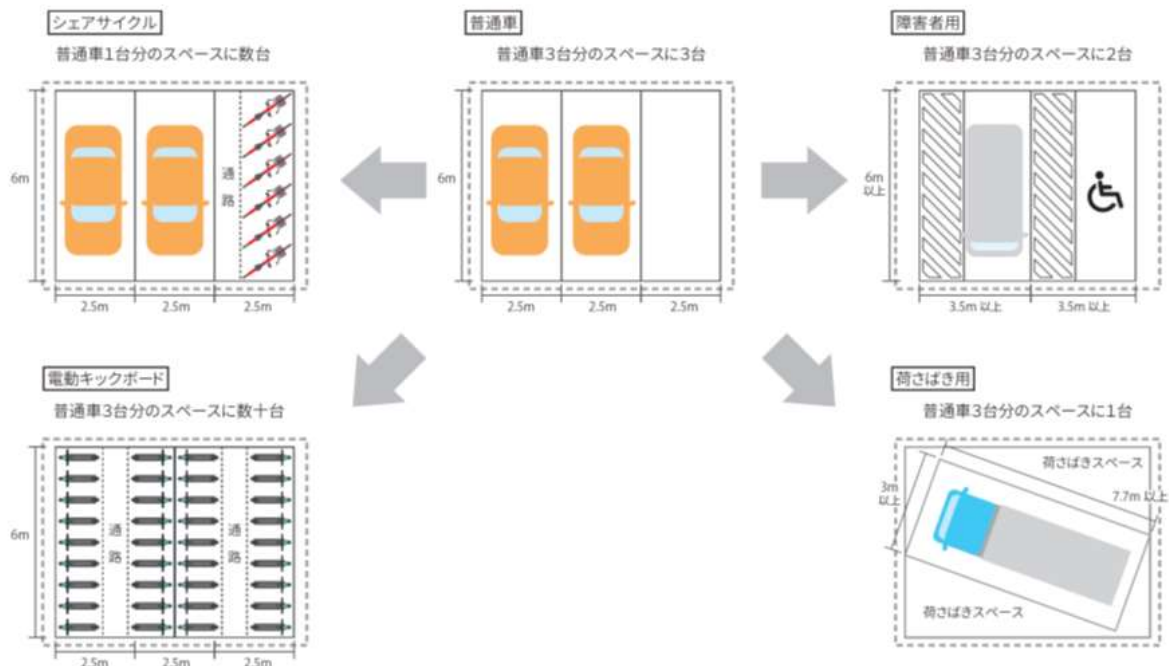
◇駐車場及び道路空間に求められる機能を以下の図のとおり整理する。



## <都市計画駐車場等の機能転換>

◇駐車需要が低い施設や時間帯においては、地域課題の解決に向けた柔軟な利活用を進める。

◇機能転換する際には、従来の乗用車基準での駐車施設台数に捉われない運用を図る。



## <地区マネジメントで取り組む駐車施策[抜粋]>

### ◆課題2 貨物車用駐車施設の不足

[課題の内容]

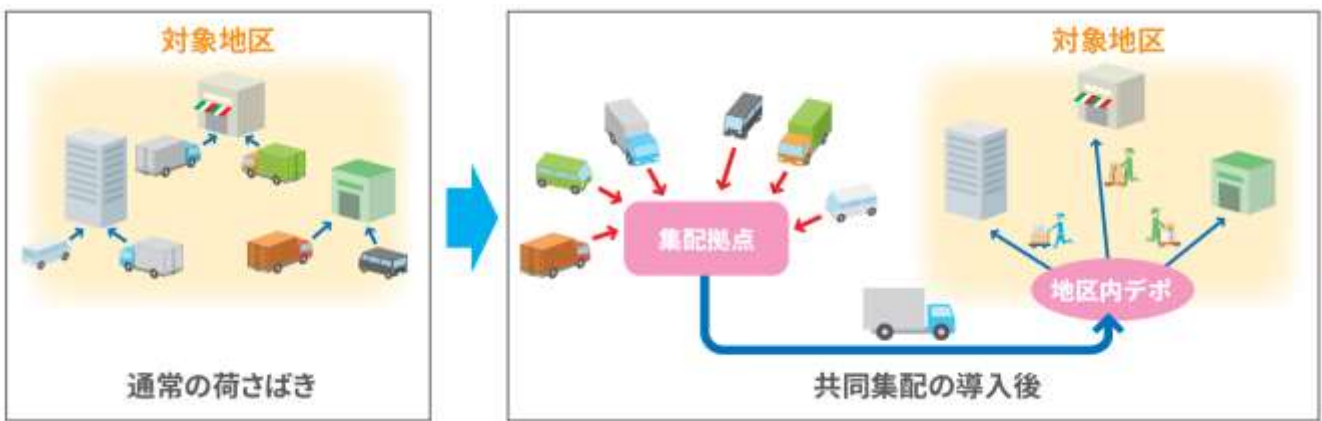
- 地区全体で貨物車用駐車施設が不足
- 貨物車両の路上駐車が発生
- 将来的にも不足の見込み

[現状の対策]

- 駐車地域ルールを適用し、共同荷さばき駐車施設や集約駐車施設の設置を促進
- 南北区道周辺エリアでは荷さばきルール（時間帯・場所）を策定し、適正化を推進

[検討事項・今後の対策案]

- 駐車地域ルール適用による貨物車用対策、既存駐車場の機能転換を促進
- 荷さばきルール適用による適正化を徹底
- 適用範囲の拡大
- 共同集配システムの導入検討



### ◆課題5 駅前への駐車需要の集中

[課題の内容]

- 駅前地区への需要集中
- 駐車場需供のアンバランス

[現状の対策]

- 駐車地域ルール適用
- 附置義務台数の適正化及び隔地集約を推進

[検討事項・今後の対策案]

- 駐車地域ルール適用推進
- 駐車施設の適正配置を誘導



駐車需要の多いエリア(斜線部)

## ◆課題9 既存駐車場の活用

[課題の内容]

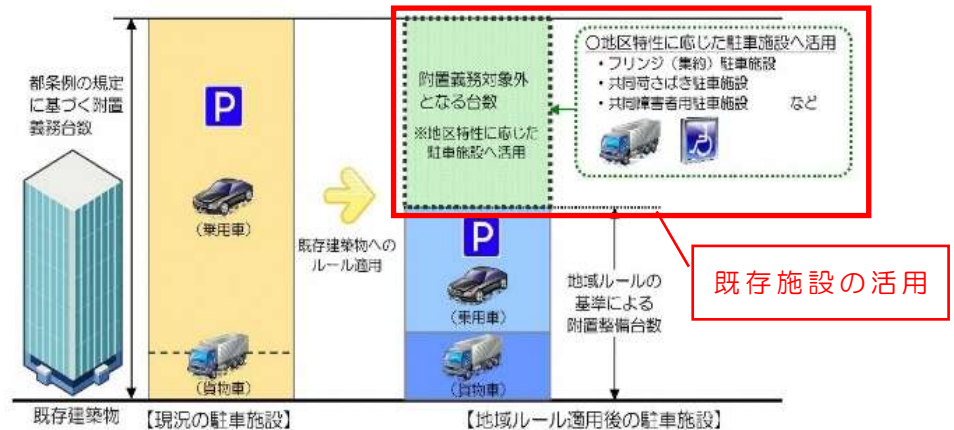
- ・利用率の低い既存駐車場の改修や機能転用により、空間を有効に活用

[現状の対策]

- ・駐車場地域ルールへの適用
- ・附置義務駐車施設台数を適正化
- ・地区特性に応じた駐車施設(地域貢献)の活用

[検討事項・今後の対策案]

- ・隔地集約による駐車施設適正配置の促進
- ・既存駐車場の余剰分を、地区の需要、課題への対応に合わせて利活用



## ◆課題 14・16・17 都市計画駐車場等の活用

[課題の内容]

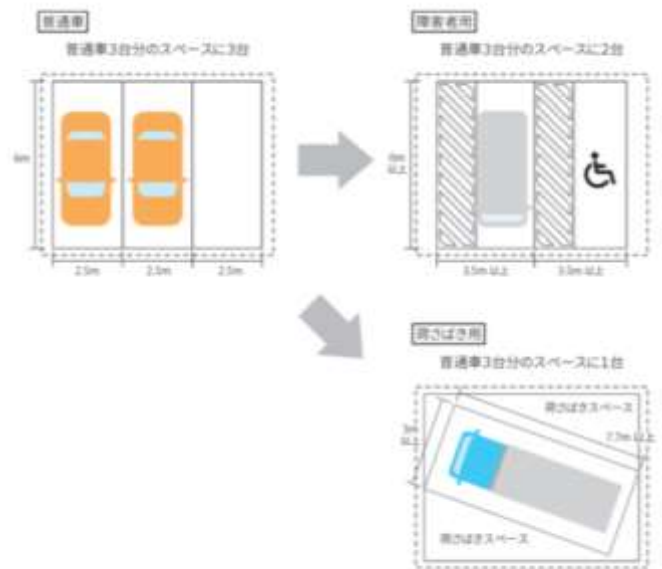
- ・駐車需要が低い時間帯、余剰部分の空間について、地域課題に対応する柔軟な利活用

[現状の対策]

- ・池袋駅東口の都市計画駐車場（池袋駐車場）内に共同荷さばき駐車施設を整備

[検討事項・今後の対策案]

- ・余剰部分または需要が低い時間帯について、地域課題解決に資する駐車施設への機能転換
- ・利用しやすい障害者用駐車施設の整備
- ・駐車場のバリアフリー化
- ・新たなモビリティ（電動キックボード、自動運転車両等）に対応可能な空間を確保



## ◆課題 18 新たなモビリティへの対応

[課題の内容]

- ・電動キックボード等の新たなモビリティへの対応

[検討事項・今後の対策案]

- ・駐車場における新たなモビリティへの対応方策の検討
- ・進化する多様なモビリティを想定した可変的な空間の確保
- ・安全性や利便性に配慮した、多様な利用方法の検討

超小型モビリティ	パーソナルモビリティ	自動宅配ロボット
C <sup>+</sup> pod	電動キックボード	楽天 UGV
		
出典：トヨタ自動車(株)資料	出典：経済産業省資料	出典：経済産業省資料
(全長×全幅×全高)	(全長×全幅×全高)	(全長×全幅×全高)
2,490×1,290×1,550mm	1,228×536×1,186mm	1,715×750×1,600mm

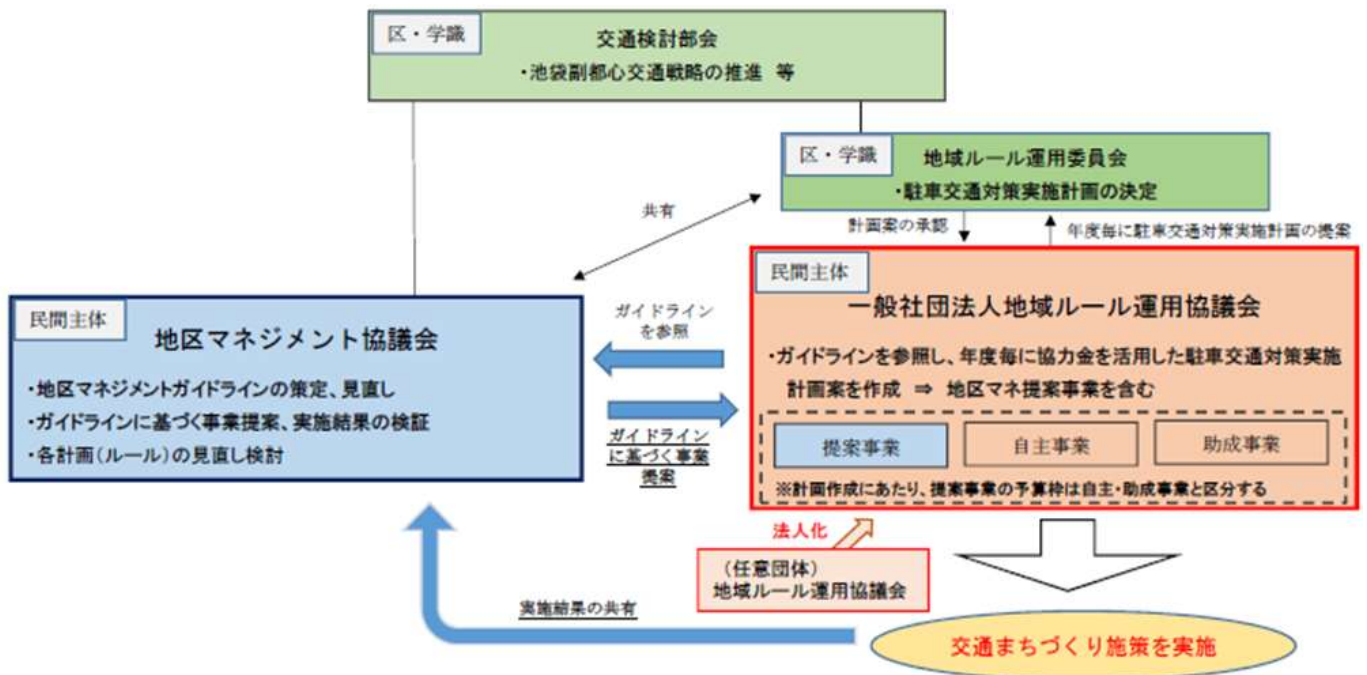
出典：総合的な駐車対策の在り方(東京都)

<取組みまとめ表>

課題		短期（6年後）の取組み	中期（13年後）の取組み	長期（2035年以降）の取組み
駐車場需給に関する課題に対する施策	乗用車用の駐車施設の余剰	地域ルールによる附置義務台数の適正化を2035年まで継続		
	貨物車用駐車施設の不足	荷さばきルールに基づく対策を継続		共同集配システムの実施状況を踏まえ見直し
		共同集配システム導入検討テスト実施	・テスト結果を踏まえた共同集配システム導入 ・荷さばきルール適用範囲拡大	
	観光バスの路上駐車	サンシャインシティバスターミナルの活用 空き状況の発信及び路上駐車削減の取組み	・大型バスの路上駐車状況を踏まえ検討 ・周辺都市開発の状況を踏まえ受け入れ体制検討	
貨物車の大型化	地域ルールによる附置義務台数の適正化を2035年まで継続 荷さばきルールへの反映検討			
駐車施設の配置に関する課題に対する施策	駅前への駐車需要の集中	地域ルールによる附置義務台数の適正化及び隔地集約を2035年まで継続		
	歩行環境の阻害	特定路線の追加	都市開発事業に伴う駐車場のネットワーク化 自転車走行空間への配慮に関する記載検討	
		集約駐車施設の不足、偏り	地域ルールにより集約駐車場の整備を2035年まで継続 既存駐車場の余剰分を集約駐車施設に転用	
	二輪車用駐車施設の設置	地域ルールによる整備を2035年まで継続 ・設置位置に関する検討結果を地域貢献に反映 ・満空情報提供方法の検討・実施		まちづくりの状況を踏まえ、二輪車用駐車施設の設置方針の検討
駐車施設の運用に関する課題に対する施策	既存駐車場の活用	地域ルールによる既存駐車施設の余剰分の活用を2035年まで継続		
	夜間の客待ちタクシー	運用について関係事業者と協議	タクシーの路上待機の状況に基づき追加的な対策を検討	
	路上駐車スペースの有効活用	道路空間の役割を踏まえ活用方針を検討		
	他のモビリティとの連携	民間開発事業に合わせ機能確保を誘導	東池袋一丁目地区再開発においてKEBUSの拠点整備 駐車場の機能転換や空間活用による新たなモビリティとの連携を検討	
	駐車場及び道路空間の利用状況等に関する情報提供	・既存システムの活用、普及啓発の実施 ・機器の設置・増設の助成 ・未参入の駐車場参入要請 ・データの収集と分析	検討結果に基づき、既存システムへの機能付加及び利用の普及啓発の実施	
公共的課題に	都市計画駐車場等の活用	各都市計画駐車場について、対応が可能な対策から実施を検討		
	公共的駐車場の活用	対応が可能な対策から実施	周辺駐車場との連携や役割分担など、地区全体で活用方法を調整	
その他の課題に対する施策	新たなモビリティへの対応	・モビリティ毎の空間の需要等に関する検討 ・都市計画駐車場、公共的駐車場等の空間の活用	検討結果に基づく空間の確保	
	ZEV用充電施設の普及	地域ルールに基づき2035年まで継続 6～7年毎に電気自動車及び充電施設の普及状況を確認し、適宜目標を設定、対策を検討・見直し		
	自動運転車両への対応	6～7年毎に自動運転車両の普及状況を確認し、適宜目標を設定、対策を検討・見直し		

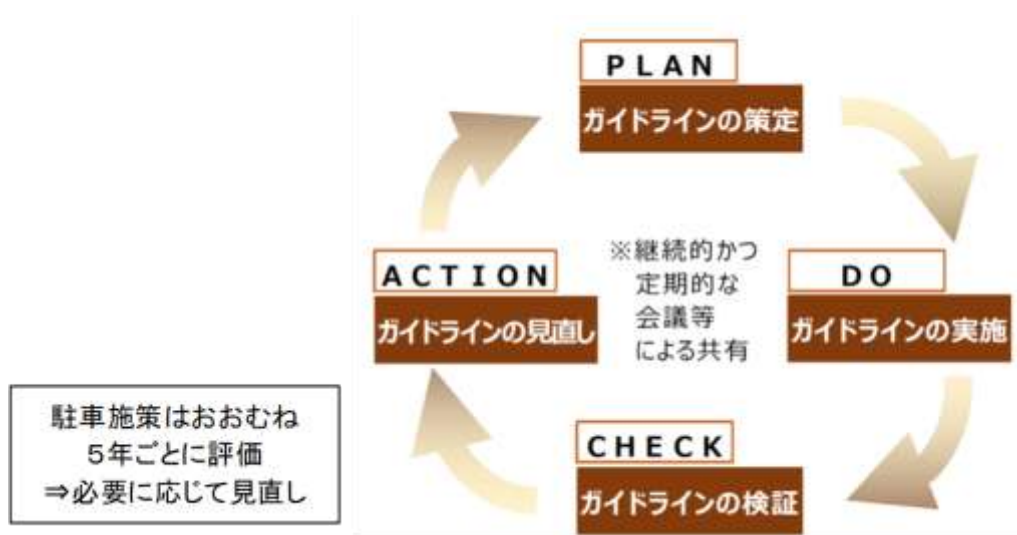
## <運用体制>

地区マネジメント協議会の施策実施にあたっては、(仮称)一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会を活用する運用体制を構築する。[R7 年度までの一般社団法人化を目指す]



## <評価・見直し>

ガイドラインに基づき実施する施策について、おおむね 5 年ごとに評価し、必要に応じてガイドラインの内容を見直す。



## <検討経緯>

- 第1回協議会(2022年9月8日)
- 地区マネジメントの導入
  - マネジメントガイドラインの骨子(案)
  - 今後のスケジュールについて
- 第2回協議会(2022年11月30日)
- マネジメントガイドライン(案)の検討
  - 今後のスケジュールについて
- 第3回協議会(2023年2月14日)
- マネジメントガイドライン(案)の検討
  - 今後のスケジュールについて
- 第4回協議会(2023年3月10日)
- マネジメントガイドラインの確認 ※書面開催

## <検討協議会委員>

- 学識経験者：日本大学理工学部 大沢昌玄 教授／東京理科大学理工学部 伊藤香織 教授  
東京都：都市整備局 市街地整備部建築企画課長／都市基盤部交通計画調整担当課長  
／建設局 第四建設事務所 管理課長  
交通管理者：警視庁 交通部理事官 交通規制課 都市交通管理室長  
／駐車対策課 駐車対策担当管理官／池袋警察署 交通課長／巣鴨警察署交通課長  
／目白警察署交通課長  
駐車場事業者：栄真(株)／(株)池袋ショッピングパーク／東武ビルマネジメント(株)  
／(株)サンシャインシティ／(株)JR東日本ビルディング／(株)そごう・西武  
／タイムズ24(株)  
開発事業者：東池袋一丁目地区再開発組合／池袋駅西口地区市街地再開発準備組合  
／東武鉄道(株)／西池袋一丁目地区再開発準備組合  
貨物運送事業者：一般社団法人東京都トラック協会  
モビリティ事業者：WILLER EXPRESS(株)  
地元代表：豊島区商店街連合会  
豊島区：都市整備部長／土木担当部長  
オブザーバー：国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設安全対策官  
／独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

### 池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン

2023年(令和5年)3月

編集・発行 池袋地区駐車・まちづくりマネジメント検討協議会  
事務局 豊島区都市整備部都市計画課  
〒171-8422  
東京都豊島区南池袋2-45-1  
電話 03-3981-1111(代表)  
e-mail A0022603@city.toshima.lg.jp